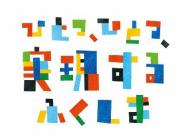
福島県土木部



記者発表資料 5枚

令和6年6月27日都市計画課

盛土規制法に基づく規制区域の指定(白河市)

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、盛土規制法)」が令和5年5月26日に施行されました。

県では、令和5年5月から盛土規制法に基づき、規制区域を指定するための基礎調査を実施しております。

この度、盛土規制法第10条第1項及び第26条第1項に基づき、「白河市」の規制区域を 指定しますのでお知らせします。

1 指定日 令和6年6月28日(金)

2 指定の方法 福島県報での告示(盛土規制法第 10 条第 4 項及び第 26 条第 4 項に基 づく規制区域の公示)

3 今後の予定 西郷村、矢祭町、白河市、及び中核市3市を除く53市町村については、 9月末までの規制区域指定に向けて調整を進めてまいります。

【問い合わせ先】

都市計画課 課長 玉川 善德 電話 024-521-7505 (内線 3640) FAX 024-521-7956

